

事業主各位

広島労働局 雇用環境・均等室

「男女雇用機会均等推進者」「短時間・有期雇用管理者」「職業家庭両立推進者」

選任のお願い

厚生労働省では、男女雇用機会均等法、パートタイム・有期雇用労働法、育児・介護休業法に沿った雇用管理を行っていただくために、人事労務管理の方針決定に携わる管理者の方を、**男女雇用機会均等推進者、短時間・有期雇用管理者、職業家庭両立推進者** として選任いただくようお願いしております。

つきましては、御社の状況を裏面の「選任・変更届」に記入の上、**広島労働局雇用環境・均等室**あてお届けいただきますようお願いいたします。

なお、各選任者の職務は、下表のとおりです。

（各選任者の職務等）

	関係法令	職 務	備 考
男女雇用機会均等推進者	男女雇用機会均等法 (第 13 条の 2)	男女雇用機会均等法に定める男女労働者への差別の禁止、職場におけるセクシャルハラスメントの防止及び母性健康管理等の遵守のために必要な措置を検討・実施するとともに、必要に応じ事業主に対する進言、助言を行う。 女性労働者が活躍しやすい職場環境をつくるポジティブ・アクションの推進の方策について検討し、必要に応じ事業主に対する進言、助言を行うとともに、その具体的取組が着実に実施されるよう促す。	一企業につき 1 人選任 (本社の人事労務担当責任者等)
短時間・有期雇用管理者	パートタイム・有期雇用労働法 (第 17 条)	短時間・有期労働者の雇用管理の改善等に関する事項について、事業主の指示に従い必要な措置を検討し、実施する。 短時間・有期雇用労働者の労働条件等に関し、短時間・有期雇用労働者の相談に応じる。	短時間・有期労働者を 10 人以上雇用している事業所ごとに選任
職業家庭両立推進者	育児・介護休業法 (第 29 条)	企業全体の雇用管理方針の中で仕事と家庭との両立を図るための取組を企画し実施する。	一企業につき 1 人選任 (本社の人事労務担当責任者等)